

凡例 ①：代表者／所在地（令和7年2月時点）

別紙

②：営業停止期間 ③：法令根拠 ④：処分理由

条文はすべて建設業法

1 ●●●● (●●●●)

①	●●●● / 東京都中野区所在の建設業者
②	令和7年4月18日（金曜日）～令和7年4月24日（木曜日）（7日間）
③	第28条第3項（第1項第2号該当）
④	当該業者は、東京都内の公共工事において、第24条の8第1項及び第4項に規定する施工体制台帳及び施工体系図の作成について、事実と異なる作業員名簿を作成し、発注者に提出した。 また、施工期間中に施工体制を変更したにもかかわらず、長期間、変更した施工体制台帳及び施工体系図の提出を行わなかった。 これらのことが、第28条第3項に該当する。

2 ●●●● (●●●●)

①	●●●● / 東京都世田谷区所在の建設業者
②	令和7年4月18日（金曜日）～令和7年4月24日（木曜日）（7日間）
③	第28条第3項（第1項第2号該当）
④	当該業者は、東京都内の公共工事において、第24条の8第1項及び第4項に規定する施工体制台帳及び施工体系図について、事実と異なる施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出した。 このことが、第28条第3項に該当する。

3 ●●●● (●●●●)

①	●●●● / 東京都葛飾区所在の建設業者
②	令和7年4月18日（金曜日）～令和7年4月24日（木曜日）（7日間）
③	第28条第3項（第1項第2号該当）
④	当該業者は、東京都内の公共工事において、第24条の8第1項及び第4項に規定する施工体制台帳及び施工体系図について、事実と異なる施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出した。 このことが、第28条第3項に該当する。

4 ●●●● (●●●●)

①	●●●● / 東京都世田谷区所在の建設業者
②	令和7年4月18日（金曜日）～令和7年5月9日（金曜日）（22日間）
③	第28条第3項（第1項第2号該当）
④	当該業者は、東京都内の公共工事において、一次下請業者が請け負った建設工事を一括して二次下請業者に請け負わせていた事実を把握しながら、第24条の7第1項及び第2項に違反して、これらの下請業者に対する指導等を怠った。 また、同工事における、第24条の8第1項及び第4項に規定する施工体制台帳及び施工体系図について、事実と異なる施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出した。 これらのことが、第28条第3項に該当する。

5 ●●●● (●●●●)

①	●●●● / 東京都江戸川区所在の建設業者
②	令和7年4月18日(金曜日)～令和7年5月12日(月曜日)(25日間)
③	第28条第3項(第1項第2号該当)
④	<p>当該業者は、東京都内の公共工事において、一次下請業者が請け負った建設工事を一括して二次下請業者に請け負わせていた事実を把握しながら、第24条の7第1項及び第2項に違反して、これらの下請業者に対する指導等を怠った。</p> <p>また、別の東京都内の複数の公共工事において、第24条の8第1項及び第4項に規定する施工体制台帳及び施工体系図について、事実と異なる施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出した。</p> <p>さらに、別の東京都内の公共工事において、第24条の8第1項に規定する施工体制台帳について、事実と異なる施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出した。</p> <p>これらのことが、第28条第3項に該当する。</p>

6 大曾根工業 株式会社 (東京都知事(特-4)第87479号)

①	大曾根 隆 / 東京都世田谷区梅丘一丁目15番11号
②	令和7年4月18日(金曜日)～令和7年5月19日(月曜日)(32日間)
③	第28条第3項(第1項第2号及び第4号該当)
④	<p>大曾根工業株式会社は、東京都内の複数の公共工事において、第22条第1項に違反して、自らが請け負った工事を一括して下請業者に請け負わせた。</p> <p>また、別の東京都内の複数の公共工事において、第24条の8第1項及び第4項に規定する施工体制台帳及び施工体系図について、事実と異なる施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出した。</p> <p>これらのことが、第28条第3項に該当する。</p>

7 株式会社 三雄 (東京都知事(特-4)第146804号)

①	山崎 睦雄 / 東京都世田谷区南烏山五丁目18番13号
②	令和7年4月18日(金曜日)～令和7年5月31日(土曜日)(44日間)
③	第28条第3項(第1項第2号及び第4号該当)
④	<p>株式会社三雄は、東京都内の複数の公共工事において、第22条第2項の規定に違反して、他の建設業者から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。</p> <p>また、別の東京都内の複数の公共工事において、第26条第1項の規定に違反して、主任技術者を配置しなかった。</p> <p>これらのことが、第28条第3項に該当する。</p>